

はんどちゃんネットワーク運動サロン拡充支援事業助成金募集要項

～ はんどちゃんネットワーク運動を通して、人と地域のつながいを応援します！～

1 助成金の趣旨・目的

茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、住民相互の交流を深め、地域の結びつきを強めていく場となるサロンの充実と、持続的発展及びサロンの新規開設促進、さらには、東日本大震災、関東・東北豪雨の被災者や生活困窮者の自立支援等を行うサロンの活動支援を目的に助成を行います。

2 助成対象団体等

（１）茨城県内においてボランティア、町内会・自治会、当事者組織、地区社協等地域の社会資源を活用しながらサロンに取り組む、茨城県に拠点を有する団体、又は茨城県在住の個人。

（２）営利を目的とする団体等、政治・宗教・選挙活動に関する団体等は除きます。

※ 平成24年度～平成28年度の本事業助成団体等は、助成対象外とします。スタート助成金を受けた団体等がステップアップ助成金を申し込むこともできません。

また、平成28年度・平成29年度「茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金」の交付を受けている団体等についても、本助成金を申し込むことができませんのでご注意ください。

3 助成金の種類

（１）ステップアップ助成金（既設サロン活動強化）

現在、月2回以上開催しているサロンを運営している団体等に対し、サロン活動充実のため、新たな取り組みに必要な事業（活動）経費の助成。

（２）スタート助成金（新設サロン活動支援）

今年度（平成30年3月31日までに）、新たにサロンを開始する団体等に対し、サロン新規実施に必要な事業（活動）経費の助成。

※ 既にサロンに取り組んでいる団体等が、活動箇所数を増やす内容で申請する場合は、ステップアップ助成金への申請になります。

4 対象となる事業（活動例示）

ステップアップ助成金（既設サロン活動強化）	スタート助成金（新設サロン活動支援）
（１）サロンの運営スタッフやボランティアを対象とした新たな活動を行うための研修会の開催	（１）サロンの運営スタッフ・ボランティアを対象とした研修会の開催
（２）ボランティアや参加者を増やすための新たな活動・プログラムの充実	（２）サロンに支援者として関与する専門機関、専門職との連携のための活動
（３）休日開催等開催回数や開催場所の増加、開設時間延長など新たな利用しやすい活動の設定	（３）地域にサロンを知ってもらうための広報
（４）男性や若年者（中・高・大学生）など新たな人材の参画を促すための活動	（４）東日本大震災、関東・東北豪雨の被災者支援を目的とする活動
（５）サロンに支援者として関与する専門機関、専門職との新たな連携のための活動	（５）生活困窮者の自立支援を目的とする活動
（６）地域にサロンをより知ってもらうための新たな広報	（６）その他、新規にサロンを実施するために必要な活動
（７）東日本大震災、関東・東北豪雨の被災者支援を目的とする活動	
（８）生活困窮者の自立支援を目的とする活動	
（９）その他、既設サロンの活動強化に資する新たな活動	

5 事業実施時期

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに実施する事業（活動）を対象とします。

6 助成の対象経費及び限度額等

(1) 対象経費

事業に直接必要となる以下の経費(費目)とします。

費 目	対象となる経費の主な内容等
報 償 費	講師謝礼、調査及び研究にかかる報償等
旅 費	交通費、宿泊費等
消 耗 品 費	消耗品、材料、書籍の購入等
印 刷 製 本 費	チラシ・ポスター、資料印刷費等
通 信 運 搬 費	通信運搬にかかる経費等
賃 借 料	会場使用料、機器の賃借料等
備 品 費	サロン開設及び事業開始の運営上必要と認められた備品(注)の購入
そ の 他	サロン開設及び事業開始の初期投資として認められたもの

(注) 1点2万円以上の備品を購入する場合は、同一機種の見積書を2社から徴して添付してください。

また、購入備品には、指定のステッカーを貼付し、平成35年3月31日までの廃棄は認めません。

※ 対象とならない経費

① 団体等の通常の運営にかかる経費（人件費、事務所等の家賃、光熱水費等）

② ステップアップ助成金申請団体等の場合：従来の事業費の振替

その他、本会以外からの助成と併せて実施する活動については、その内容を詳しく伺った上で、対象の良否を判断します。

(2) 助成額等

種 別	ステップアップ助成金 (既設サロン活動強化)	スタート助成金 (新規サロン活動支援)
助成金の上限	1サロンあたり50,000円	1サロンあたり50,000円
採 択 予 定 数	5か所程度 (助成総額25万円以内)	10か所程度 (助成総額50万円以内)

① 必要経費が50,000円に満たない場合は、その額を助成額とします。

② 助成額は千円単位とし、千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てとします。

7 交付申請方法

(1) 交付申請を受けようとする団体等は、助成金交付申請書（様式第1号）を、(2)の期限までに郵送又は持参する方法により本会に提出してください。

(2) 申請期限：平成29年8月16日(水)午後5時まで（本会必着）

※ いかなる理由においても、申請期限後の受付は行いません。

(3) 申請にあたっては、交付の決定を受けた団体等が実施する活動について、本会が作成する活動報告書の作成にご協力をいただくとともに、本会ホームページや広報紙等での紹介、他機関・団体等に情報提供をすることがあることについてご了承ください。

(4) 提出いただいた書類等はいかなる理由においても返却いたしませんので、提出前に必ずお手元に控えをおとりください。

(5) 申請書類は、本会や市町村社会福祉協議会等で配布します。また、本会ホームページからダウンロードすることもできますので、ご活用ください。

(6) 交付申請書に記載された個人情報は、審査及び本事業の推進の目的にのみ利用します。

8 審査方法

助成金は、提出書類に基づき次に掲げる審査項目を勘案して選考します。

【審査項目（着眼点）】

- ① 生活課題への対応： 地域の生活課題の予防・防止又は解消が期待される新たな事業（活動）であるか。
- ② 社会資源の活用： 地域の人材や身近な建物等を活用した新たな事業（活動）であるか。
- ③ 継続性： 単発の事業（活動）ではなく、継続が期待できる新たな事業（活動）であるか。
- ④ 先進性： 他のサロンの誘因となるなど、波及効果が期待できる新たな事業（活動）であるか。
- ⑤ 財源の確保： 独自に財源の確保に努めている新たな事業（活動）であるか。
- ⑥ 独自性： 他にない特徴ある新たな事業（活動）であるか。
- ⑦ その他： 東日本大震災、関東・東北豪雨の被災者支援、又は生活困窮世帯の自立支援を行う事業（活動）であるか。

9 助成金の交付決定

- (1) 申請書類に基づき「はんどちゃん運動推進委員会」において審査の上、助成の可否を決定します。
- (2) 交付を決定した場合には、助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、助成金を指定の口座に振り込みます。
- (3) 交付決定は、平成29年9月下旬を予定しております。

10 実績報告書の提出

交付の決定を受けた団体は、事業完了後速やかに、事業実績報告書（様式第3号）を本会に提出してください（実績報告書提出期限：平成30年3月31日）。

11 助成金の返還

- (1) 助成金に残額が生じたときは、返還していただくことになります。
※ 単年度助成のため、助成金を次年度に繰り越すことはできません。
ただし、助成が決定した場合、申請した事業に係る費用であれば、助成金が入金される前に支払った経費を助成金に振替ることができます。
- (2) 次の各号に該当すると認めるときは、交付決定を取り消し又は変更し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還することになります。
 - ① 助成金を目的外に使用したとき。
 - ② 前号のほか、この要項に違反した場合、または事業の実施が出来なかったとき。

12 問い合わせ・書類提出先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 福祉のまちづくり推進部

〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2F

電話：029-243-3805 FAX：029-241-1434

（※ 土・日、祝日を除く、午前9時～午後5時）